

「食の安全安心確保に係るアクションプラン」の改定案に対するご意見と県の考え方

No.	ご意見の主旨	ご意見に対する県の考え方
1	<p>P 9 野生鳥獣肉処理責任者講習会開催回数について。これからジビエ料理が盛んになっていくなかでR 6年の目標値が2年に1回とは不自然ではないでしょうか？</p>	<p>野生鳥獣肉処理者講習会については、野生鳥獣の食肉を処理する食肉処理施設数が例年変わらないことや、この講習会とは別に食肉処理施設に対し食品衛生監視員による監視指導が定期的に行われていることから、一定の衛生水準が確保されていると考えています。したがって、今後も隔年開催により受講者を集約した形で行うこととしております。</p>
2	<p>P 16 掲載回数について H30 はなぜ年 44 回？そしてR 6 はなぜ年 12 回にしたのか？</p>	<p>H30 の情報掲載の内訳は、食中毒について 20 件、餅の窒息事故について 2 件、その他 22 件でした。</p> <p>R 6 の目標値については、R 1 の実績見込み回数を参考に、12 回と設定しましたが、ご意見を踏まえ、食の安全安心について幅広いテーマを取り上げることとし、年 40 回以上の掲載を目標に情報提供を行って参ります</p>
3	<p>豚コレラ感染拡大に向けた対策について 関東・中部を中心として豚コレラワクチンの「接種推奨地域」10 県が選定されているが、高病原性鳥インフルエンザ等と同様にこの豚コレラについても全国いずれの県においても感染リスクがあり、島根県も例外ではないと考えられる。</p> <p>そのため、今回の第 5 期プランでの生産段階での安全確保対策（畜産物）に豚コレラ対策を具体的に明示しておくべきではないのか。</p>	<p>豚熱（旧称：豚コレラ）は、豚、いのししの病気であり、BSE や高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症ではなく、仮に感染豚の肉を摂取しても、人が豚熱に感染することはありません。</p> <p>したがって、食の安全安心確保に係る本プランへの記載はしていません。</p>

4	<p>ジビエ肉の販売対策について</p> <p>野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドラインとして、猪肉に係る衛生管理ガイドライン（H18年9月策定）と鹿肉ガイドライン（H28年3月改定）という用語の解説に関わって、今回の豚コレラのまん延原因の一つが野生イノシシであるとの報道が繰り返された結果、県内のジビエ肉・料理・加工品に対する消費者離れが強く懸念される。これについて、ジビエ肉等の安全性について明確な知見があるとするれば、生産者保護の観点から、県内産のジビエに関する安全性のアピールも必要ではないだろうか。</p>	<p>豚熱の人への感染は国際機関（OIE：国際獣疫事務局）の情報においても報告されておらず、人へは感染しないとされています。また、豚熱経口ワクチンを接種したジビエの食肉の安全性については食品安全委員会にて、人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と評価されています。このことについては各市町村等を通じて県民の皆様へ情報提供を行っております。</p>
5	<p>パブリックコメントの募集方法</p> <p>前回のアクションプラン改正に対する意見募集では、わずか3件の意見しか出されておらず、県民の意識や関心が低い面を考慮しても、県民の食の安全安心に資する施策への意見募集にもう少し創意工夫が必要ではないのか。その上で、第5期プランの実行において、県民への食の安全安心に関するアンケートを実施（重点施策に対するアンケート）した上で、施策への意見反映を行って頂きたい。</p>	<p>「食の安全安心確保に係るアクションプラン」の改定に関するパブリックコメントの実施については、新聞への広報、報道機関への発表、島根県ホームページへの掲載等のほか、しまねWebモニターや島根県食育・食の安全推進協議会を構成する団体へ案内を行い、幅広く意見を募っているため、県民へのアンケート実施は考えておりません。</p>